

保全インフォメーションきんき 第154号

【令和4年3月18日号】

★ も く じ ★

1. How To 保全 (1)

これは大丈夫？

現地での保全に関する注意事項！（電気設備編）～第3回～

2. お知らせ

「国家機関の建築物における吹付けアスベスト」について

～～ 使用実態の集計結果で一定の目処が立ちました ～～

3. 令和3年度保全実態調査の結果について

4. お知らせ

官庁施設の被災情報伝達について

5. お知らせ

「保全業務関係」の引継ぎについて

このメールマガジンは、国家機関、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人等において、施設管理に携わっておられる方々に、施設保全の最新情報や保全技術等の各種情報をお知らせするために国土交通省近畿地方整備局がお送りしております。

本メールマガジンについての御意見、御感想や、当メールマガジンで取り上げて欲しい内容等の御連絡をお待ちしております。頂きました御意見等につきましては、今後のメールマガジンの記事等に反映させていきたいと思っております。

なお、バックナンバーにつきましては、下記HPに掲載しております。

http://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/info_kinki/index.html

保全インフォメーションきんき 編集事務局

■ 営繕部 保全指導・監督室

TEL : 06-6443-1791

Mail : kkr-soudan-hozen@mlit.go.jp

■ 京都営繕事務所

TEL : 075-752-0505

Mail : kkr-soudan-kyoei@mlit.go.jp

1. How To 保全 (1)

これは大丈夫？

現地での保全に関する注意事項！（電気設備編）～第3回～

今回は電気設備だけでなく機械設備にも関わる危険物について紹介いたします。

一般の官庁施設で用いられる危険物として、自家発電機器や空調機器、仮設暖房としてストーブ等に使用される燃料(軽油・重油・灯油等)が、主に挙げられます。

危険物の貯蔵量は消防法により、表1の通り種類ごとに指定数量が定められております。官庁施設(事務庁舎)の場合、危険物の貯蔵量が指定数量未満・指定数量の5分の1以上は、少量危険物となり、取扱・貯蔵をする場合はあらかじめ各市町村の条例により届出が必要となります。

(表1) 主に官庁施設で使用する危険物 (4類)

危険物名	指定数量	少量危険物(指定数量の5分の1以上)
アルコール類(エタノールなど)	400 L	80 L以上400 L未満
軽油	1000 L	200 L以上1000 L 未満
灯油	1000 L	200 L以上1000 L 未満
重油	2000 L	400 L以上2000 L 未満

※消毒用アルコールについても濃度により、危険物となる可能性があります。危険物に該当するかどうかについては容器等の表示に記載があります。

次に、危険物の貯蔵量が指定数量を超える場合は設置の際に各市町村長もしくは都道府県知事に許可を受ける必要があり、危険物に係わる設備に関して位置、構造及び設備の技術上の基準に適合しているかどうかについて1年に1回以上の定期点検が必要になります。また、危険物の貯蔵及び取り扱いの際には危険物取扱有資格者による立ち会いが必要になります。

複数の危険物を貯蔵等している場合は個々の危険物が指定数量未満であっても指定数量以上の危険物を貯蔵等していると見なされます。(図1)

(図1) 指定数量の倍数の計算式

$$\frac{\text{危険物Aの貯蔵量}}{\text{危険物Aの指定数量}} + \frac{\text{危険物Bの貯蔵量}}{\text{危険物Bの指定数量}} + \dots = \text{指定数量の倍数}$$

※上記式より指定数量の倍数の値が1以上になると指定数量以上の危険物を貯蔵等していると見なされます。

官庁施設(事務庁舎)では少ないですが、さらに多くの危険物の貯蔵や取扱を行う場合は、取り扱う危険物に関わる危険物取扱有資格者と定められた実務経験を持つ危険物保安監督者の選任が必要となります。

危険物の貯蔵量が指定数量未満であれば消防法における定期点検の義務はありません。ですが、位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するように維持する義務があります。そのため、消防法における基準を維持するためには自主的な点検等を行うことが重要となります。また、各市町村の条例によっては定期点検するよう定められている場合もありますので、施設に貯蔵されている危険物の貯蔵量が指定数量に該当するのかと合わせまして、施設のある各市町村の条例について今一度確認をお願いいたします。

2. お知らせ

「国家機関の建築物における吹付けアスベスト」について
 ～～ 使用実態の集計結果で一定の目処が立ちました ～～

1. はじめに

アスベストは優れた材料特性であり安価なことから多くの建材に含まれていました。しかしながら、人体に対して有害であることが報告され、平成18年に製造、使用が禁止されました。

国土交通省では、「アスベストに関する関係閣僚による会合」を受けて、平成17年度より毎年、国家機関の建築物及びその附属施設における吹付けアスベスト等の使用実態を集計（フォローアップ）しています。フォローアップ開始時（平成17年9月15日時点）に702棟あった未調査、未対策施設は、令和2年度末には17棟になっています。

2. 調査概要（各省各庁が実施）

調査対象：各省各庁の所管する建築物等のうち、国有財産（行政財産に限る。）に該当するもの。

調査材料：「吹付けアスベスト」及び「アスベストを含有する吹付けロックウール」

※アスベストとは、繊維状を呈する次の6種類を、重量比0.1%を超えて含有するものが該当します。
 アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモナイト

3. 調査対象 及び 集計結果（令和2年度末時点）

総数	: 81,912棟
吹付けアスベスト等が使用されている件数	: 295棟
うち、封じ込め等の飛散防止対策を実施済みの件数	: 278棟
うち、未対策の件数	: 17棟
うち、近畿地方整備局管内の施設（裁判所を除く）	: 2棟 → 令和3年度末で0

※ 近畿地方整備局管内の施設（裁判所を除く）において令和3年度末で、吹付けアスベスト等が使用されていた全ての施設の措置が完了します。

4. 今後の対応

国土交通省では引き続き、除去等の対策の実施、吹付けアスベスト等の有無の把握等、必要な措置を適切に講ずるよう、各省各庁に対し保全指導及び情報提供を行っていきます。

なお、封じ込め等の飛散防止対策を実施していても、漏水その他で封じ込め箇所が破損すれば、再びアスベストが飛散する恐れがあります。

- ・封じ込め箇所を定期的に点検する。
- ・封じ込め箇所の破損が見つければ早急に措置を講ずる。（危険な状態です！）
- ・可能な限り完全に除去する。

応急措置

立入禁止

今後も引き続き、封じ込め施設に必要な措置を適切に講ずるようご協力をお願いします。

4. 令和3年度保全実態調査の結果について

令和3年度保全実態調査について、ご協力ありがとうございました。BIMMS-Nで報告（入力）いただきました調査の結果をお知らせします。

保全状況についての総評点は、前年度の結果を維持しており、日頃の皆様方の保全業務への取組が反映された良い結果となっております。しかし、保全計画及び記録の作成状況は、一部作成施設数は、減少しておりますが、未作成施設数が増加しております。

建築物等の性能や求められる機能を良好な状態に保つためにも、中長期保全計画や点検の記録等をBIMMS-Nで作成することをおすすめしております。自分たちの働いている建築物や、保有している建築物を大切に使うためにも、今後も適切なBIMMS-Nの入力にご協力していただくようお願いします。

総評点と評価項目・判定区分ごとの平均点（近畿地方整備局管内）（庁舎等）

庁舎等		全体	「良好」とされた施設	「概ね良好」とされた施設	「要努力」とされた施設	「要改善」とされた施設
			総評点が80点以上	総評点が60点以上80点未満	総評点が40点以上60点未満	総評点が40点未満
該当施設数		705 (709)	673 (685)	24 (22)	6 (2)	2 (0)
該当施設数（割合）		100.0% (100.0%)	95.5% (96.6%)	3.4% (3.1%)	0.9% (0.3%)	0.3% (0.0%)
評価項目別平均点	①保全の体制・計画	92.6 (92.7)	94.5 (93.7)	60.4 (63.6)	25.0 (80.0)	40.0 -
	②点検等の実施状況	98.7 (98.9)	99.8 (99.7)	83.2 (80.5)	60.0 (20.0)	3.9 -
	③施設の状況	90.6 (91.0)	91.2 (91.4)	77.2 (79.9)	86.6 (65.4)	63.5 -
総評点の平均（①～③の平均）		93.9 (94.2)	95.1 (94.9)	73.6 (74.7)	57.2 (55.2)	35.8 -

※下段括弧内は前年度の数値

保全計画及び記録の作成状況、点検等の実施状況（近畿地方整備局管内）（庁舎等）

庁舎等	年度保全計画	個別施設計画	中長期保全計画			建基法・官公法			保全基準
						建築物の敷地及び構造	昇降機	建築物の昇降機以外の建築設備	
作成対象施設数[A]	705 (709)	705 (709)	705 (709)	705 (709)	705 (709)	661 (666)	322 (323)	658 (659)	700 706
作成完了施設数[B]	692 (703)	688 (702)	691 (703)	691 (706)	691 (707)	648 (659)	321 (323)	647 (651)	688 (702)
作成率% [B/A]	98.2% (99.2%)	97.6% (99.0%)	98.0% (99.2%)	98.0% (99.6%)	98.0% (99.7%)	98.0% (98.9%)	99.7% (100.0%)	98.3% (98.8%)	98.3% (99.4%)
未作成施設数	13 (6)	17 (7)	14 (6)	14 (3)	14 (2)	13 (7)	1 (0)	11 (8)	12 (4)
一部作成施設数	90 (107)	164 (196)	103 (138)	124 (126)	108 (111)	- -	- -	- -	- -

※下段括弧内は前年度の数値

11月下旬に各施設の調査結果（評点）について、管理官署のご担当者様に送付させていただきますので、**改善が必要な部分について確認、実施をお願い致します。**

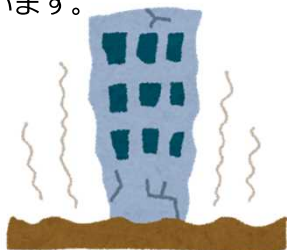
4. お知らせ

官庁施設の被災情報伝達について

①被災情報伝達について

台風等の風水害や地震発生時に、国の機関の建築物に被害が生じた場合、各施設の施設管理者は建物の継続使用の可否や応急措置の要否等を判断し、業務継続に支障が生じない様に措置を講じるほか、来訪者や職員等の安全を確保し、二次災害の防止に努める必要があります。

施設の点検や建物の使用可否の判断には建築・設備に関する専門技術や知見が必要となる場合があることから、近畿地方整備局では各施設の被害状況を踏まえた技術的支援を行っています。



- 『震度5強以上』の地震が観測された地域の施設
- 地震や風水害(台風・大雨・津波等)により被害を受けた施設

→ 施設の被害状況を近畿地方整備局 営繕部へお知らせ下さい。

②被害状況の一例



筋交いの大きな変形・破断



柱のひび割れ



受変電設備等の浸水

建物の継続使用の判断にあたり、一見安全そうに見えても危険な状態である場合があります。少しでも判断に迷う場合は、建物の被害状況が分かる写真と、緊急時にも使用できる連絡先を記載の上、下記の防災用メールアドレスまでご連絡ください。

近畿地方整備局では、定時外・局外からでも防災メールが確認可能な体制を整えており、情報収集及び連絡対応を行っています。

- ◆送付先: **近畿地方整備局 営繕部 防災用メールアドレス**
(保全指導・監督室、京都営繕事務所共通で受信可能)

kk-r-bousai_eizen@milt.go.jp

FAX : 06-6942-3827

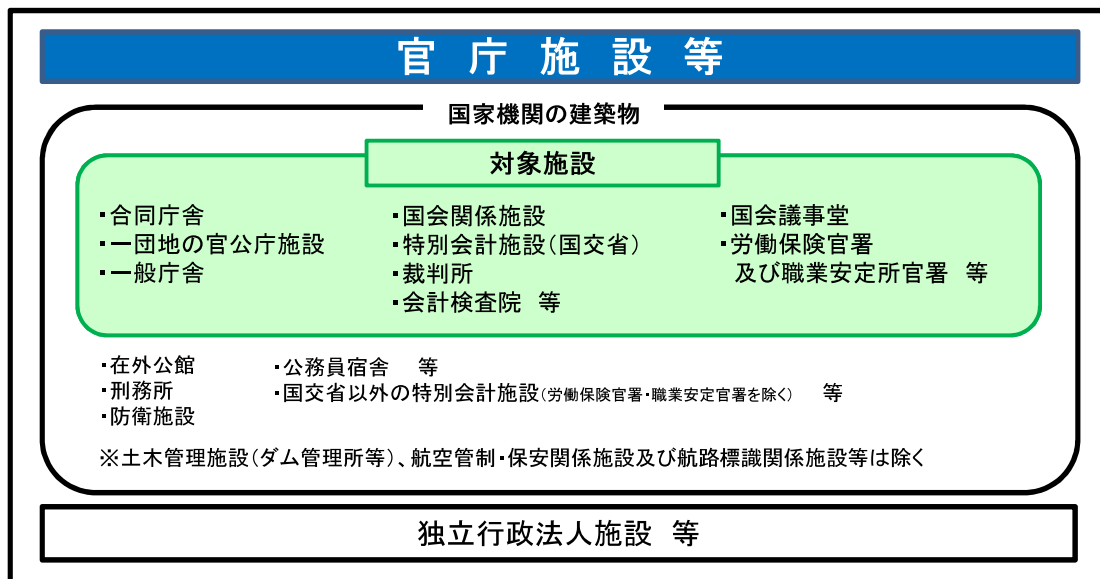
- ◆メールの件名は『【地震被害報告】官署名は施設名』として下さい。
(例)件名:【地震被害報告】〇〇省〇〇局(または〇〇地方合同庁舎)

- ◆メール本文には被災状況の写真のほか、緊急時にも使用できるメールアドレス、電話番号等の連絡先も記載してください。

近畿地方整備局では、近畿管内で災害による被害が想定される場合、24時間・365日対応しています。被災情報を受けた際は速やかに連絡します。

③被災情報伝達の対象施設

災害時において被災情報を伝達する「対象施設」は、下図に緑で着色した範囲の通りです。
(それ以外の国家機関の建築物は対象外です。)



地震・風水害等により施設に被害が生じた場合、職員等の安全を確保できた後に、下記の伝達様式を用いて被災情報を伝達して下さい。

なお、地震災害の場合、各施設に対応した震度観測点において『震度5強以上』の地震が観測された場合は、施設の被害の有無に関わらず被災情報の伝達をお願いいたします。

④被災情報伝達様式 (Excel様式)

被災情報の伝達は次の(1)～(3)を作成し報告してください。

各様式は以下の近畿地方整備局HPからダウンロードできます。

<http://www.kkr.mlit.go.jp/build/facadmin/index.html>

(1) 様式1 (被災情報のとりまとめ)

ブロック機関の担当者等で、複数の施設の被災情報を取りまとめる場合は、各施設から報告のあった「様式2」の内容を「様式1」に転記して下さい。

(2) 様式2 (各施設の被災情報)

様式内に示す点検の段階毎に、施設管理者が安全を確保しながら点検を実施し、記入して下さい。

「様式2」の作成に当たっては、下記の国土交通省HPに参考資料を掲載していますのでご覧下さい。

<http://www.mlit.go.jp/common/001104836.pdf>

(3) 様式3 (各施設の被災状況写真)

被害の部位や状況を把握しやすいよう、遠景と近景を撮影し、様式内に添付して下さい。

「官庁施設の被災情報伝達要領」については下記の国土交通省ホームページに掲載していますのでご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000022.html

5. お知らせ

「保全業務関係」の引継ぎについて

人事異動の際に役に立つように、保全業務関係で揃えておくべき資料と引継ぎのポイントについて紹介します。

十分な引継ぎが行われていなかったことにより、「必要な点検を忘れてしまった。」「修繕が行えなかった。」等、残念な状況を耳にすることもあります。そこで建築物に対する保全業務を行う上で引継ぎが必要な情報を以下にまとめました。

【保全業務を行う上で必要と考えられる情報】

- ①施設の基本的な情報 … 構造規模その他・所在地・周辺状況・図面等
- ②点検等の様式、記録 … 点検・測定等の発注仕様書や職員自ら行う場合の様式、及び過去の点検・測定記録
- ③修繕の予定、修繕履歴 … 点検等で発覚した不具合の修繕計画と過去の修繕履歴
- ④関係連絡先 … 保守委託先や、過去の工事をした業者等
- ⑤年度計画、将来計画 … 保全業務の年度計画、修繕計画や予算要求状況等
中長期の修繕計画（中長期保全計画）

<注意点>

- ①：建物を新築した際や改修工事をした際の図面や資料、消防署等への各種申請書類等も、残しておくことが必要です。
- ②：点検によっては、頻度が3年に1回等、年単位でないものもあるのでご注意ください。
- ⑤：その年度に行われた修繕や、点検等で新たに発覚した不具合などにより、中長期保全計画の見直しの要否を確認し、適宜更新をお願いします。

その他

- ・国土交通省から保全実態調査（BIMMS-N）を依頼しております皆様は、報告のためのURL、ユーザーID、パスワード等を確実に引き継ぎください。
- ・「BIMMS-N説明会」「地区保全連絡会議」「勉強会」など、整備局からお声がけしている皆様は、その資料等の引き継ぎをお願い致します。
- ・近畿地方整備局のHPに保全に関する情報を掲載しておりますので、紹介して頂ければと思います。<https://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/index.html>